



平成22年6月3日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エー・エー
代表者名 代表取締役社長兼CEO 田 畑 利 彦
(コード番号: 2 3 9 4 東証第二部)
問合せ先 代表取締役副社長兼COO 早 原 弘 明
(TEL. 0 3 - 3 8 7 8 - 1 1 7 6)

親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

今般、平成22年6月9日付で当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 異動に至った経緯

株式会社ギャロップ（以下「ギャロップ」といいます。）は、平成22年4月15日に当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行う旨を公表いたしました。

本公開買付けは、平成22年4月16日から平成22年6月2日まで実施され、本日、ギャロップより本公開買付けを通じて当社普通株式87,752株を取得する旨の通知がありました。

この結果、ギャロップの当社の総株主等の議決権に対する所有割合が50%超となるため、ギャロップは当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「株式会社ギャロップによる当社普通株式等の公開買付け（MBO）の結果に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(平成22年4月16日現在)

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社ギャロップ |
| (2) 所 在 地 | 東京都江戸川区南葛西三丁目22番9号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 田畑利彦 |
| (4) 事 業 内 容 | 当社の株券等を取得及び保有すること等を主な事業の内容としています。 |
| (5) 資 本 金 | 768百万円 (注) |
| (6) 設 立 年 月 日 | 平成21年5月14日 |
| (7) 純 資 産 | 69,954千円 (平成21年8月31日現在) |
| (8) 総 資 産 | 69,999千円 (平成21年8月31日現在) |
| (9) 大株主及び持株比率 | 田畑利彦 100.0% (注) |

(10) 上場会社と当該株主の関係

資 本 関 係	当社と当該株主の間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該株主及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社の代表取締役である田畑利彦が当該株主の代表取締役を兼務しています。
取 引 関 係	当社と当該株主の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該株主及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

(注) ギャロップは、本公開買付け公表時の予定どおり、平成22年6月3日より平成22年6月9日までの期間で増資を行うため、当該増資後の「(5) 資本金」、「(9) 大株主及び持株比率」は以下のとおりとなる予定です。

増資後

(5) 資 本 金	3,350百万円	
(9) 大株主及び持株比率	田畑利彦	48.00%
	シェパーズヒル キャピタル パートナーズ	18.19%
	日本産業第三号投資事業有限責任組合	14.34%
	マナスル ファンド エルピー	10.59%
	ソノラ ファンド エルピー	7.00%
	早原弘明	0.94%
	山川直人	0.94%

3. 異動予定年月日

平成22年6月9日（水曜日）（本公開買付けの決済の開始日）

4. 異動前後における当該株主の所有に係る議決権の数及び議決権の総数に対する割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前	—	一個 (—%)	一個 (—%)	一個 (—%)
異動後	親会社	87,752個 (98.37%)	一個 (—%)	87,752個 (98.37%)

(注1) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社の平成22年3月期第3四半期報告書（平成22年2月12日提出）記載の平成21年12月31日現在の総株主の議決権の数88,998個に、平成22年6月2日までに新株予約権の行使により発行又は移転した普通株式に係る議決権の数（212個）を加えた数（89,210個）を分母として計算しております。

(注2) 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 今後の見通し

平成22年4月15日付のプレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせにて」で公表いたしましたとおり、ギャロップは、当社を完全子会社化する方針であり、以下に述べる方法により、ギャロップが当社の全株式を所有するための手続を実施

することを予定しています。

具体的には、ギャロップは、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること（ただし、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。）、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定です。なお、ギャロップは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、ギャロップは、ギャロップが当社の発行済株式の100%を所有することができるよう、ギャロップ以外の当社の株主に交付しなければならない当社株式の数が1に満たない端数となるように決定するよう当社に要請する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記方法については、本公開買付け後のギャロップ以外の当社株主の当社普通株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法もしくは有無に変更が生じる可能性があります。

また、当社新株予約権については、ギャロップは、当社に対して、当該新株予約権の放棄の勧奨、当該新株予約権の取得等、当社の完全子会社化の実行に合理的に必要な手続等を要請する予定です。

上記臨時株主総会及び種類株主総会の開催については平成22年7月を目処としていますが、その具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

ギャロップは上記の当社を完全子会社化する手続の実施後に、当社との間でギャロップを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社として合併を行うことを予定しています。

ギャロップは、本公開買付け後に、適用ある法令及び上記の当社の完全子会社化の手

続に従い、当社の全株式を取得することを予定しており、この場合には当社普通株式は、上場廃止となります。上場廃止となった場合には、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

今回の異動により、ギャロップが新たに当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当することとなります。

以 上